

部活動基本方針

沖縄県立宮古高等学校

本方針は、「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」（沖縄県教育委員会令和３年１２月）に則り、部活動を主な対象とし、「生徒にとって望ましい部活動の構築」をするという観点に立ち、以下の点を重視し、学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で実施されることを目指す。また、本方針は、本校の部活動に関わる全ての関係者（管理者、部活動顧問、外部コーチ、外部指導者など）を対象とし、関係者が共通理解のもとで部活動の運営・指導を行うためのものである。

１ 望ましい部活動の在り方について

- （１）部活動には、子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、部活動の指導では、子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先に考えなければならない。
- （２）知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が継続的にスポーツや文化、科学等の活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進することや豊かな生活を営むための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることが出来るよう指導しなければならない。
- （３）部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組まなければならない。

２ 適切な運営のための体制設備

- （１）部活動の方針策定と公表の徹底
 - ・方針の策定
校長は、学校の設置者（教育委員会など）の方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を再検討し策定する。
 - ・活動実績
部顧問は年間、毎月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等）や活動実績（活動日時・場所、大会参加日等）を作成し校長に提出する。校長は上記の活動方針及び活動計画や実勢を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- （２）指導・運営および管理体制の整備
 - ・適正な部活動数の設置
校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等を考慮し、適切な部活動の運営が出来るよう適正な数の部活動を設置する。
 - ・校務分掌と是正指導
校長は部顧問の決定に当たって、教職員の負担軽減や部活指導員の配置状況を勘案した上で行うとともに、計画・実績の確認を通じ、安全面や教師の負担が過度とならないように部顧問と連携しながら適宜、指導・是正を行う。

- ・複数顧問制と部活動指導員の活用

不適切な対応の抑制や部活動中の事故防止等、生徒の安全を考慮し、複数顧問制を推進する。校長は、教職員の負担軽減に十分に留意しながら、学校の実態に応じて、部活動の複数顧問制に取り組む。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施と体罰・ハラスメントの根絶

- ・指導における留意点

校長、部顧問及び指導者は、部活動の実施に当たっては「部活動の在り方に関する方針（改定版）」に則り、生徒の心身の健康管理、自己及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

- ・肯定的な指導と信頼関係

指導者は、生徒が自ら意欲を持って取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯定的な指導を行い、双方向コミュニケーションで信頼関係を構築する。

- ・暴力・暴言・ハラスメントの絶対禁止

「肉体や精神に相応の負荷を課すことで技能や能力、記録の向上を目指す指導」と、「暴力・暴言等の許されない指導」をしっかりと区別し、後者の指導を絶対禁止する。

- ・安全管理の徹底

練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を優先する。天候の変動等（落雷や熱中症）により生徒の安全が確保出来ない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。

- ・合理的トレーニングの導入

部顧問はトレーニング効果を得るため休養を適切に取る必要があること、過度な練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高める等を正しく理解し、指導に当たる。また、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるように、コミュニケーションを十分に図り、生徒のそれぞれの目標を達成できるように休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日活動時間においては、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることが出来るよう十分に検討し設定する。

休養日の基準	活動時間の基準	下校時間(本校)
・週2日以上(平日1日以上+週末1日以上) ・週末大会等の場合は振替休養日を設ける。	平日：2時間程度 学校休業中：3時間程度 ※短時間に合理的かつ効果的な活動を行う。	夏期(4月～10月) →20:00時までに下校 冬季(11月～3月) →19:30までに下校

・長期休業中、ある程度の長期休業日を設定する。		祝祭休日 → 18:00 までに下校
-------------------------	--	-----------------------

5 生徒のニーズを踏まえた部活動の活動環境の整備

- (1) 少子化に伴い、単一で部活動を設けることが出来ない場合は、生徒の部活動の機会を損なわれることがないように合同部活動の取組を視野に入れて推進する。
- (2) 生徒のスポーツ環境充実の観点から、学校や地域の実態に応じて地域や県体育協会、各種競技団体との連携に努める。また保護者の理解と協力の下、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち協働・融合した形でのスポーツ環境整備に努める。

6 その他

(1) 会計

部費を直接生徒から徴収している部活動の会計は、部員の保護者が行うことが望ましい。どうしても顧問が会計を受け持つ場合には、会計監査報告は保護者責任の下、行うこと。

(2) 連絡体制の在り方と留意点

原則として、指導者から部員への連絡事項は、学校教育時間内に口頭またはプリント等を用いて行い、必要に応じて保護者等へも周知すること。また可能な限り、学校電話を使用すること。ただし、「緊急連絡」等の場合には、指導者と部員との連絡が「1対1」とならないよう、オープンチャット等、複数名でのグループ（主将・副主将・マネージャー等）での連絡体制を構築することや、保護者会役員を含める等の工夫を図ること。

※ 本方針は令和8年10月1日から施行する。